目次 昭和五十九年法律第七十二号 たばこ税法

第二章 第 章 条) 課税標準及び税率(第十条・ 総則(第一条—第九条)

第十

免税及び税額控除等(第十二条 六条) |第十

第四章 条の二つ 申告及び納付等(第十七条―第二十二

第六章 第五章 罰則(第二十七条—第二十九条) 雑則(第二十三条—第二十六条)

章 総則

附則

第一条 この法律は、 の手続その他たばこ税の納税義務の履行につい義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付 て必要な事項を定めるものとする。 (定義及び製造たばこの区分) たばこ税の課税物件、納税

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。 定する製造たばこをいう。 法律第六十八号) 第二条第三号 製造たばこ たばこ事業法 (昭和五十九年 (定義) に規

定する保税地域をいう。 十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六

2 製造たばこは、次のように区分する。 喫煙用の製造たばこ

紙巻たばこ

葉巻たばこ

刻みたばこ パイプたばこ

加熱式たばこ

三 かぎ用の製造たばこ かみ用の製造たばこ

第三条 製造たばこには、この法律により、 (課税物件) たば

こ税を課する。 (納税義務者) した製造たばこにつき、たばこ税を納める製造たばこの製造者は、その製造場から 4

移出した製造たばこにつき、 の引き取る製造たばこにつき、たばこ税を納め 製造たばこを保税地域から引き取る者は、そ

る義務がある

(保税地域に該当する製造場)

第五条 製造たばこの製造場が保税地域に該当す 項(内国貨物の使用等)に規定する製品のう 造たばこの製造場でない保税地域とみなす。 項第一号を除く。)の適用上、その製造場を製 造たばこについては、この法律(第十二条第一 ない製造たばこの製造場とみなし、その他の製 法律の適用上、その製造場を保税地域に該当し む。) に該当する製造たばこについては、この ち、外国貨物とみなされたもの以外のものを含 義)に規定する内国貨物(同法第五十九条第一 る場合には、関税法第二条第一項第四号(定 (移出又は引取り等とみなす場合)

第六条 製造たばこが製造たばこの製造者の製造 この製造者とみなし、当該喫煙用等に供した者 等に供した者を当該製造たばこに係る製造たば 時に当該製造者が当該製造たばこをその製造場 の項及び次項において「喫煙用等」という。) 場において喫煙用、かみ用又はかぎ用(以下こ 第二十五条並びにこれらの規定に係る罰則を除 製造場から移出したものとみなして、この法律 が喫煙用等に供した時に当該製造たばこをその 用等に供されたことにつき、当該製造者の責め から移出したものとみなす。ただし、その喫煙 (第十七条、第十九条第一項、第二十四条及び に帰することができない場合には、その喫煙用 に供された場合には、その喫煙用等に供された く。)を適用する。 2

2 保税地域から引き取るものとみなす。 の喫煙用等に供した時に当該製造たばこをその された場合には、その喫煙用等に供した者がそ 製造たばこが保税地域において喫煙用等に供

る

3 なす。 製造たばこをその製造場から移出したものとみ 担保権の実行手続又は破産手続により換価され たばこが滞納処分(その例による処分を含む。) た場合には、当該製造者がその換価の時に当該 強制執行、担保権の実行としての競売、企業 製造たばこの製造者の製造場に現存する製造

こを当該製造場から移出したものとみなす。た 製造者がその製造を廃止した日に当該製造たば の製造を廃止した場合において、製造たばこが 以下同じ。)がその製造場における製造たばこ 社以外の製造の禁止)に規定する会社をいう。 その製造場に現存するときは、当該製造たばこ だし、当該製造たばこ製造者が、政令で定める 製造たばこ製造者(たばこ事業法第八条(会

> この限りでない。 地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、 ところにより、その製造場であつた場所の所在

5 前日に当該製造たばこを当該製造場から移出しするときは、当該製造たばこ製造者がその日の した日になお当該製造たばこがその場所に現存とみなす。この場合において、当該期間を経過 製造場であつた場所をなお製造たばこの製造場 その承認をした税務署長の指定する期間、そのには、その承認に係る製造たばこについては、 たものとみなす。 前項ただし書の税務署長の承認があつた場合

(製造者とみなす場合)

場から移出された場合において、その移出につ第七条 製造たばこが製造たばこの製造者の製造 条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を条、第十九条第一項、第二十四条及び第二十五 条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。) ばこの製造者とみなして、この法律(第十七 ときは、当該製造たばこを移出した者を製造た き、当該製造者の責めに帰することができない 適用する。

(製造たばことみなす場合)

第八条 たばこ事業法第三十八条第二項(製造た この場合において、製造たばこの区分は当該製 いて、製造たばこの区分は加熱式たばことすみなして、この法律を適用する。この場合にお その他の政令で定める者以外の者がその製造場 蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれら 造たばこ代用品の性状によるものとする。 製造たばことみなして、この法律を適用する。 から移出するものを除く。)は、製造たばこと の混合物が充塡されたもの(製造たばこ製造者 ばこ代用品)に規定する製造たばこ代用品は、 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により

3 たばこの喫煙用具の製造者が製造たばこ製造者熱式たばこの喫煙用具については、当該加熱式 でないときは、これを製造たばこ製造者とみな 前項の規定により製造たばことみなされる加

(納税地)

製造たばこに係るものについては、当該保税地造場の所在地とし、保税地域から引き取られるれた製造たばこに係るものについては、当該製第九条 たばこ税の納税地は、製造場から移出さ 域の所在地とする。

課税標準及び税率

(課税標準)

造場から移出し、又は保税地域から引き取る製第十条 たばこ税の課税標準は、製造たばこの製 造たばこの本数とする

2 換算するものとする。ただし、一本当たりの の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、 下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該 次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。) 重

2 区分 3 $\widehat{1}$ かぎ用の製造たばこ 喫煙用の製造たばこ かみ用の製造たばこ 刻みたばこ パイプたばこ 葉巻たばこ 重量 一グラム 一グラム 一グラム グラム グラム

たばこの一本に換算するものとする。

量が一グラム未満の葉巻たばこの本数の算定に

ついては、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻

3 この本数の合計本数によるものとする。 数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たば 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの 本

く。)の○・四グラムをもつて紙巻たばこの 財務省令で定めるものに係る部分の重量を除 ○・五本に換算する方法 加熱式たばこの重量(フィルターその他

二 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の ○・五本に換算する方法 ろにより計算した金額をもつて紙巻たばこの 金額に相当する金額として政令で定めるとこ

税法(昭和六十三年法律第百八号)の規定 るべき地方消費税に相当する金額(ロ 及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二 ばこ 当該小売定価に相当する金額(消費 定価をいう。)が定められている加熱式た 項(小売定価の認可)の認可を受けた小売 保税地域から引き取られる時に小売定 。) を除く。) 十六号)第二章第三節の規定により課され (たばこ事業法第三十三条第一項又は第二 (1) において「消費税等相当額」という により課されるべき消費税に相当する金額 製造たばこの製造場から移出され、又は

び費用に相当する金額並びに当該加熱式た を販売する者(当該加熱式たばこの製造者 ぞれ次に定める金額に、当該加熱式たばこ を除く。)の当該販売に係る通常の利潤及 に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ

- (税率)

金額を加算した金額

の額に相当する額を除く。)に相当する

百二円とする。 第十一条 たばこ税の税率は、千本につき六千八

2 特定販売業者 (たばこ事業法第十四条第一項 と 特定販売業の承継) に規定する特定販売業者 をいう。以下同じ。) 以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税のから引き取られる製造たばこに係るたばこ税地域

第三章 免税及び税額控除等

(未納税移出)

は、当該を免除する。 場所へ移出する場合には、当該移出に係るたば、場所へ移出する場合には、当該移出に係るたば、製造たばこをその製造場から当該各号に定める。

- 原料とする製造たばこの製造場 なための製造たばこ 当該製造たばこをその 製造たばこ製造者が製造たばこの原料とす 5
- 売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行 輸出業者(他から購入した製造たばこの販

こ 当該製造たばこの蔵置場うものをいう。) が輸出するための製造たば

- 一 製造たばこ製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出期限から三月とを過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出期限から三月とを過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の税務署長の承認を受けたとき 当該税務署長の承認を受けたとき 当該税務署長の承認を受けたとき 当該税務署長の承認を受けたとき 当該税務署長の承認を受けたとき 当該税務署長の承認を受けたとき 当該税務署長の承認を受けたとき 当該税務署長の承認を受けたとき 当該税務署長の承認を受けたとき 当該税務署長の承認を受けたとき 当該税務署長の税務署長の承認を受けたとき 当該税務署
- 税務署長は、その承認をしないことができる。保全上不適当と認められる事情があるときは、なき、又は当該申請に係る場所につきたばこ税のいて、同号に規定する事情がないと認めるといて、同号に規定する事情がないと認めると

- 場所 号に定める場所に移入した者は、当該製造たばする税 7 第一項の規定に該当する製造たばこを同項各るとこ は、これを製造たばこの製造場とみなす。ること し、当該場所が製造たばこの製造場でないときること し、当該場所が製造たばこの製造場とみなするとこ し、当該場所が製造たばこの製造場とみなするとこ は、これを製造たばこの製造者とみなるとこ は、これを製造たばこの製造者とみなるとこ は、これを製造たばこの製造者とみなるとこ は、これを製造たばこの製造者といる。
- 7 第一項の規定に該当する製造場とみなす。 は、これを製造たばこの製造場所に移入した者は、当該製所の所在理由)、区分及び区分ごとの数量その他政令でに掲げる製造たばこであるときは、その移入の目的(当該製造たばこが同項第三号に定める事項を記載した書類を、当該製造たばこが同項第三号にをある事項を記載した者は、当該製造たばこの製造場とみなす。
- ことができる。
 の場合を表するというできる。
 とは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する製造たばこを同項各号に定める場定に該当する製造たばこを同項各号に定める場合は、政令で定めるところにより、第一項の規格務署長は、取締り上必要があると認めると

(未納税移出に関する特例)

- 第十二条の二 前条第一項の規定に該当する製造第十二条の二 前条第一項の規定において、同項のに掲げる場所に該当する場合において、同項にはにっき、当該移出をした日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。)に同規定する期限内に提出するものに限る。)に同規定する期限内に提出するものに限る。)に同規定する期限内に提出するものに限る。)に同規定する期限内に提出するものに限る。)に同な第二項を号に掲げる製造たばこが当該製造たばこが当該製造とばこが当該製造とばこが当該製造とばこが当該製造とについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定にかかわらず、同条第一項の規定にかかわらず、同条第一項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。
- 合における当該移入をした場所ばこを当該場所に移入した者が同一である場で」といいます。

- またである。 これであり、かつ、当該製造たばこを移の入する場所であり、かつ、当該製造たばこを移の入する場所であり、かつ、当該製造たばこを移の入する場所であり、かつ、当該製造たばこを移の
- 3 第一項第二号又は前項の承認の申請があつたときは、その承認を取り消すことができる。事実がなくなつたと認められる事情が生じたできて、アは当該申請に係る場所につきたばこ税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又はたばこ税の保全上不適当と認められるとき、又はたばこ税の保全上不適当と認められるとき、又はたばときは、その承認を取り消すことができる。
- 認は、その効力を失うものとする。
 5 第一項第二号又は第二項の承認を受けた者
 5 第一項第二号又は第二項の承認を受けた者
- める。 質の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二

(未納税引取)

- 第十三条 次の各号に規定する者が当該各号に掲げる製造たばこを保税地域から当該各号に掲げて製造たばこを保税地域から当該各号に掲げがある場所に引き取ろうとする場合において、政令の承認を受けたときは、当該引取りに係るたばこを保税地域から当該各号に掲げがある場合には、この限りでない。
- 定める目的に充てるための製造たばこ 政令一 製造たばこを引き取ろうとする者が政令で原料とする製造たばこの製造場のおめの製造たばこ 当該製造たばこをそのも、製造たばこ製造者が製造たばこの原料とす 製造たばこ製造者が製造

で定める場所

2 税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定しの承認の申請者に対し、相当の期限を指定しの承認の申請者に対し、相当の期限を指定し

- 第一頁の私器の申請ご案合司頁系書と掲げる税関長は、その承認を与えてはならない。 より命ぜられた担保の提供をしない場合には、 3 第一項の承認の申請者が第二十三条の規定に
- 第一項の承認を受けて引き取つた製造たばこれる事情がある場合には、税関長は、その承認 2 を与えないことができる。を可の承認の申請に係る同項各号に掲げる
- は、 第一項の規定の適用を受けることとなったものを除く。)については、当該製造たばこの製造場でないときは、これを製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこを第一項各号に掲げる場所に移入した者が製造たばこを第のを除く。)については、当該製造たばこを第のを除く。)については、当該製造たばこを第一項の規定の適用を受けることとなったものを除く。)に必要にあると思うないときは、文帝)に必要にあると思うない。
- 第一項の承認を受けて引き取つた製造たばこすべきことを命ずることができる。 すべきことを命ずることができる。 た製造たばこを他の製造たばこと区別して蔵置た製造たばこを他の製造たばこと区別して蔵置する者に対し、第一項の承認を受けて引き取つする者に対し、第一項の承認を受けて引き取つると認めると 税務署長は、取締り上必要があると認めると
- ときは、直ちにそのたばこ税を徴収する。ときは、直ちにそのたばこ税を徴収する。 ときは、直ちにそのたびに、災害を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害を同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害者の税務署の税務署の税務署長から交付を受けた亡 4 集寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡 4 第一項の承認を受けて引き取つた製造たばことさは、直ちにそのたばこ税を徴収する。

当該移出に係るたばこ税を免除する。 造たばこをその製造場から移出する場合には、第十四条 製造たばこ製造者が輸出する目的で製

でいる場合に限り、適用する。 製造者が、当該製造たばこにつき当該移出をした日の属する月分に係る第十七条第一項の規定 を記載し、かつ、政令で定めるところにより当 を記載し、かつ、政令で定めるところにより当 を記載し、かつ、政令で定めるところにより当 を記載し、かつ、政令で定めるところにより当 を記載し、かつ、政令で定めるところにより当 を記載し、かつ、政令で定めるところにより当 を記載し、かつ、政令で定めるところにより当 を記載し、かつ、政令で定めるところにより当 を記載と、の輸出に関する明細を明らかにし 製造者が、当該製造たばこにつき当該移出をし を記載と、の輸出に関する明細を明らかにし

き取つた製造たばこで販売のため所持するもの第十五条 特定販売業者が、自ら保税地域から引場合のたばこ税の還付)

の者に還付する。

の者に還付する。

の者に還付する。

の者に還付する。

の者に還付する。

税関長に提出しなければならない。 前項の規定による還付を受けようとする者 前項の規定による還付を受けようとする者 が関係 (輸出をした製造たばこの輸出をした関連を (輸出をした関係を記載した申請書に当該製造 で政令で定める事項を記載した申請書に当該製造 されたばこが輸出されたことその他同項の規定に該 当方 (輸出 アン () がり (

た期限内に同項に規定する証明書の提出がないについて、第二項の規定により税関長の指定し

(ほくし)号介)にば、ほうとなるで、 の規定による還付金には、国税通則法(昭和三の規定による還付金には、国税通則法(昭和三金は、付さない。

上て 製造にばこ製造者がそり製造(戻入れの場合のたばこ税の控除等)

に金額をそ 金額を控除する。第五項において同じ。)に相当する は徴収さ 控除が行われている場合には、その控除前の金にのき納 につきこの項、第三項又は第五項の規定による

図の から移出され、又は保税地域から引き取られた関の から移出され、又は保税地域から引き取られた 製造にばこをその者の他の製造たばこの製造場 の他 で定める場合に限るものとし、前項の規定によ り控除を受けるべき場合を除く。)には、当該 して、同項の規定を適用する。 とし 製造場と、当該移入を戻入れと、それぞれみな とし 製造場と、当該移入を戻入れと、それぞれみな とし 製造場と、当該移入を戻入れと、それぞれみな とし 製造場と、当該移入を戻入れと、それぞれみな とし 製造場と、当該移入を戻入れと、それぞれみな とし 製造場と、当該移入を戻入れと、それぞれみな とし 製造と、当該移入を戻入れと、それぞれみな とし 製造と、当該移入を戻入れと、それぞれみな とし 製造と、当該移入を戻入れと、それぞれみな とし 製造とはこを終わる。

が行われている場合には、その控除前の金額と き第一項、この項又は第五項の規定による控除 算税の額を除くものとし、当該たばこ税額につ 滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加 額から当該製造たばこにつき当該他の製造場か記載した同項第四号に掲げるたばこ税額の合計 入した製造場から更に移出したときは、その者を除く。)において、当該製造たばこをその移 から移出され、又は保税地域から引き取られたり、製造たばこ製造者が他の製造たばこの製造場 する。)に相当する金額を控除する。 れた、若しくは納付されるべき若しくは徴収さ るべき又は保税地域からの引取りにより納付さ らの移出により納付された、若しくは納付され 限の到来する次条第一項の規定による申告書に が当該移出の日の属する月の翌月以後に提出期 合(第一項の規定により控除を受けるべき場合 製造たばこを製造たばこの製造場に移入した場 若しくは徴収されるべきたばこ税額(延

付する。

付する。

付する。

付する。

付する。

付する。

付する。

場であつた場所の所在地を所轄する税務署長のにおいて、政令で定めるところにより当該製造場合には、同条第五項に規定する期間の経過場合には、同条第五項に規定する期間の経過場合には、同条第五項に規定する期間の経過製造たばこを、その製造場における製造を廃止製造だばこ製造者がその製造場から移出した

当する ない は、第一項又は前項の規定に進じて当該移出に前の金 は、第一項又は前項の規定に進じて当該移出にによる 承認を受けて当該製造たばこを廃棄したとき

- 6 第一項又は第三項から前項までの規定による 第一項又は第三項から前項までの規定による申告書に当該控除又は還付を受けようとする たばこ税額に相当する金額の計算に関する書類 たばこ税額に相当する金額の計算にでしまる として政令で定める書類を添付しなければならない。
- 書の提出があつた日の属する月の末日 次条第二項の規定による申告書 当該申告

第四章 申告及び納付等

び税額の申告)

る数量 製造たばこの区分及び区分ごとの課税標準た一 その月中において当該製造場から移出した

- 区分及び区分ごとの課税標準たる数量これらの規定の適用を受けようとするもののよらには、前号に規定する製造たばこのうち規定によるたばこ税の免除を受けようとする規定によるたばに税の免除を受けようとする
- いう。) した数量(次号において「課税標準数量」とした数量(次号において「課税標準をる数量を控除量から前号に掲げる課税標準たる数三 区分ごとに第一号に掲げる課税標準たる数
- たばこ税額の合計額 | 四 課税標準数量に対するたばこ税額及び当該

うち、既に確定したものを含む。) するたばこ税額(前号に掲げるたばこ税額の

六 第四号に掲げるたばこ税額の合計額から前 五号に掲げるたばこ税額を控除してなお不足 第四号に掲げるたばこ税額の合計額から第 号に掲げるたばこ税額を控除した金額に相当 するたばこ税額

額があるときは、当該不足額

その他参考となるべき事項

及び税額の申告等) を所轄する税務署長に提出することができる。 告書を当該戻入れ又は移入をした場所の所在地 受けようとする金額その他の事項を記載した申 ため、政令で定めるところにより、当該還付を 受けるべき金額に相当する金額の還付を受ける 第一項、第三項又は第五項の規定により控除を 定による申告書の提出を要しないときは、同条 定による控除を受けるべき月において前項の規又は同条第三項の移入をした者は、これらの規 (引取りに係る製造たばこについての課税標準 前条第一項若しくは第五項の戻入れをした者 2

第十八条 関税法第六条の二第一項第一号 (税額 れるべき場合を除き、政令で定めるところによ する者は、当該引取りに係るたばこ税を免除さ される製造たばこを保税地域から引き取ろうと の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用 に提出しなければならない。 次に掲げる事項を記載した申告書を税関長

分ごとの課税標準たる数量(次号において 「課税標準数量」という。) 当該引取りに係る製造たばこの区分及び区

二 課税標準数量に対するたばこ税額及び当該 たばこ税額の合計額

る場合には、その適用を受けようとするたば 他の法律の規定による控除を受けようとす

号に掲げるたばこ税額を控除した金額に相当 するたばこ税額 第二号に掲げるたばこ税額の合計額から前

三号に掲げるたばこ税額を控除してなお不足 第二号に掲げるたばこ税額の合計額から第 があるときは、当該不足額

その他参考となるべき事項

2 たばこ税を免除されるべき場合を除き、その引 から引き取ろうとする者は、当該引取りに係る 課課税方式が適用される製造たばこを保税地域 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦

税関長に提出しなければならない。 き取る製造たばこに係る前項第一号に掲げる事 項その他政令で定める事項を記載した申告書を

3 製造たばこに係る第一項の申告書の提出期限 告)に規定する特例申告を行う場合には、当該 翌月末日とする。 は、当該製造たばこの引取りの日の属する月の たばこにつき関税法第七条の二第二項(特例申 第一項に規定する者がその引取りに係る製造

期限内申告による納付等) (移出に係る製造たばこについてのたばこ税の

第十九条 第十七条第一項の規定による申告書を 出期限内に、当該申告書に記載した同項第六号 提出した製造たばこ製造者は、当該申告書の提 に納付しなければならない。 に掲げるたばこ税額に相当するたばこ税を、 玉

所轄する税務署長が、その移出した日の属する 規定に規定する製造たばこの製造場の所在地を 当する製造たばこに係るたばこ税は、これらの 月の翌月末日を納期限として徴収する。 第六条第一項ただし書又は第七条の規定に該

の納付等) (引取りに係る製造たばこについてのたばこ税

第二十条 第十八条第一項の規定による申告書を ければならない。 税地域から引き取る時(同条第三項の場合にあ 提出した者は、当該申告に係る製造たばこを保 ばこ税額に相当するたばこ税を、国に納付しな 申告書に記載した同条第一項第四号に掲げるた つては、当該申告書の提出期限)までに、当該

2 規定する製造たばこに係るたばこ税は、同項の 税関長が当該引取りの際徴収する。 保税地域から引き取られる第十八条第二項に

(密造たばこに係るたばこ税の徴収等)

第二十一条 たばこ事業法第八条 (会社以外の製 ない。 り没収された製造たばこには、たばこ税を課さ ばこについては、当該製造たばこを製造した者造の禁止)の規定に違反して製造された製造た から、直ちにそのたばこ税を徴収する。ただ し、同法第四十七条第二項(罰則)の規定によ

(納期限の延長)

第二十二条 製造たばこ製造者が第十七条第一項 該申告書の提出先の税務署長に提出し、 納期限内に納期限の延長についての申請書を当 の規定による申告書をその提出期限内に提出し た場合において、第十九条第一項の規定による かつ、

> ばこ税の納期限を延長することができる。 政令で定めるところにより、当該申告書に記載 することが著しく困難であると認められる場合 の額に相当するたばこ税を当該納期限内に納付 ることその他これに類する事由により当該担保 製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要す は、当該税務署長は、当該製造たばこ製造者が の全部又は一部に相当する担保を提供したとき した第十七条第一項第六号に掲げるたばこ税額 に限り、一月以内、当該担保の額に相当するた

2 当該担保の額に相当するたばこ税の納期限を延 あると認められる場合にあつては、二月以内)、 こ税を一月以内に納付することが著しく困難で 当該税関長は、一月以内(製造たばこの販売代 関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した同て、納期限の延長についての申請書を同項の税 という。)を行う者(第二十五条において「特 例申告(次項及び第四項において「特例申告」 者(その引取りに係る製造たばこにつき関税法 類する事由により当該担保の額に相当するたば 金の回収に相当期間を要することその他これに 相当する担保を当該税関長に提供したときは、 項第四号に掲げるたばこ税額の全部又は一部に 例申告者」という。)を除く。)が、第十八条第 第七条の二第二項(申告の特例)に規定する特 長することができる。 一項の規定による申告書を提出した場合におい 製造たばこを保税地域から引き取ろうとする

3 は、 り、一月以内、当該たばこ税額の全部又は一部とが著しく困難であると認められる場合に限 項第四号に掲げるたばこ税額の全部又は一部に は、当該引き取ろうとする者が製造たばこの販一項の税関長に提出したときは、当該税関長 例輸入者に限る。)が、第十八条第一項の規定 告を行う関税法第七条の二第一項に規定する特 ばこ税の保全のために必要があると認めるとき できる。この場合において、当該税関長は、た に相当するたばこ税の納期限を延長することが 相当するたばこ税を当該納期限内に納付するこ れに類する事由により当該申告書に記載した同 売代金の回収に相当期間を要することその他こ 者(その引取りに係る製造たばこにつき特例申 による申告書を同条第三項の提出期限内に提出 した場合において、第二十条第一項の納期限内 製造たばこを保税地域から引き取ろうとする 1.納期限の延長についての申請書を第十八条第 政令で定めるところにより、当該引き取ろ 2

うとする者に対し、当該たばこ税額の全部又は 一部に相当する担保の提供を命ずることができ 製造たばこを保税地域から引き取ろうとする

当するたばこ税の納期限を延長することができ 当該担保の額に相当するたばこ税を当該納期 条第一項の税関長に提出し、かつ、当該申告書 提出した場合において、第二十条第一項の納期 規定による申告書を同条第三項の提出期限内に 例委託輸入者に限る。)が、第十八条第一項 告を行う関税法第七条の二第一項に規定する特 者(その引取りに係る製造たばこにつき特例申 れる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相 内に納付することが著しく困難であると認めら 間を要することその他これに類する事由により 限内に納期限の延長についての申請書を第十八 する者が製造たばこの販売代金の回収に相当期 部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供 に記載した同項第四号に掲げるたばこ税額の全 したときは、当該税関長は、当該引き取ろうと 0)

(採取した見本に関する適用除外)

第二十二条の二 国税通則法第七十四条の五第一 号ハ(当該職員のたばこ税等に関する調査に係 の規定は、適用しない。 しては、第四条及び第十七条から第二十条まで る質問検査権)の規定により採取した見本に関

第五章

(保全担保)

第二十三条 国税庁長官、国税局長、税務署長又 ができる。 域から引き取る者に対し、金額及び期間を指定 り、製造たばこ製造者又は製造たばこを保税地 ると認めるときは、政令で定めるところによ して、たばこ税につき担保の提供を命ずること は税関長は、たばこ税の保全のために必要があ

は、必要があると認めるときは、 (製造の開廃等の申告) は期間を変更することができる。 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長 前項の金額又

第二十四条 製造たばこ製造者は、製造たばこを その製造場における製造を廃止し、 申告しなければならない。製造たばこ製造者が 面で当該製造場の所在地を所轄する税務署長に 製造場の所在地その他の政令で定める事項を書 製造しようとするときは、その製造場ごとに、 ようとする場合も、 同様とする。 又は休止

2 告しなければならない。 るところにより、その旨を同項の税務署長に申 した事項に異動を生じた場合には、政令で定め 製造たばこ製造者は、前項の規定により申告

第二十五条 製造たばこ製造者、製造たばこの販 税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載 により、製造たばこの製造、貯蔵、販売又は保 売業者又は特例申告者は、政令で定めるところ しなければならない。

(申告義務等の承継)

第二十六条 法人が合併した場合においては、合 被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる おいては、相続人(包括受遺者を含む。)は、 を、相続(包括遺贈を含む。)があつた場合に は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務 併後存続する法人又は合併により設立した法人 義務を、それぞれ承継する。 兀

第三項の場合に限る。)の規定による申告の 第十七条第一項又は第十八条第一項(同条

二 前条の規定による記帳の義務

罰則

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者 金に処し、又はこれを併科する。 は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰 2

- 偽りその他不正の行為によりたばこ税を免 又は免れようとした者
- 規定による還付を受け、又は受けようとし む。) 又は第十六条第四項若しくは第五項の 項(同条第三項において準用する場合を含 偽りその他不正の行為により第十五条第一
- 当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以 同項の罰金は、百万円を超え当該たばこ税に相 三倍が百万円を超える場合には、情状により、 税に相当する金額又は還付金に相当する金額の 下とすることができる。 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ
- 罰金に処し、又はこれを併科する。 条第一項の規定による申告書をその提出期限ま は、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の でに提出しないことによりたばこ税を免れた者 第一項第一号に規定するもののほか、第十七
- 4 合には、情状により、 税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ 同項の罰金は、 五十万円 |第四条 会社が、たばこ事業法附則第十条(小売 販売業の許可に関する経過措置)の規定により 小売販売業者とみなされた者がこの法律の施行

とすることができる。 を超え当該たばこ税に相当する金額の三倍以下

- 第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者 は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金
- 出した者 出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提 第十二条第七項の規定による書類をその提
- 二 第十七条第一項又は第十八条第一項の規定 による申告書をその提出期限までに提出しな
- 三 第十八条第二項の規定による申告書をその 提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書 を提出した者
- 偽つた者 第二十四条の規定による申告をせず、 又は
- ず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿し 第二十五条の規定による帳簿の記載をせ

Ŧ.

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の 法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科す る。 をしたときは、その行為者を罰するほか、その は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為 代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科す 罪についての時効の期間による。 る場合における時効の期間は、これらの規定の 前項の規定により第二十七条第一項又は第三

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日 行する。

(輸出用製造たばこ等に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」と 蔵場所は製造たばこの製造場とみなす。 めるものがこの法律の施行の際日本たばこ産業 造たばこ製造者とみなし、当該製造たばこの貯 より所持されている場合には、当該製造たばこ 株式会社(以下「会社」という。)以外の者に した製造たばこその他の製造たばこで政令で定 いう。)前に日本専売公社が輸出のため売り渡 については、当該製造たばこを所持する者は製

(戻入れ控除等に係る経過措置)

ばこ専売法の廃止の時の小売定価」という。)施されていたもの(附則第十条において「旧た う。)第三十四条第一項(定価)の当該製造た の際所持する製造たばこを、施行日以後に会社 附則第十七条において「旧たばこ専売法」とい たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号。 造たばこ定価法の廃止)の規定による廃止前の たばこ事業法附則第二条(たばこ専売法及び製 価割額は、第十条第一項の規定にかかわらず、 れた、又は納付されるべきたばこ消費税額の従 該製造たばこについては、会社が施行日に当該 に相当する金額を課税標準として計算するもの ばこの品目ごとの小売定価で当該廃止の時に実 移入に係る製造場から移出したものとみなし いて、同条第一項に規定する移出により納付さ 製造たばこの製造場に移入した場合には、当 第十六条の規定を適用する。この場合にお

(納期限に係る経過措置)

とする。

第五条 会社が第十七条第一項の規定によりその 掲げるたばこ消費税額に相当するたばこ消費税 期限内に提出した申告書のうち次の表の上欄に の納期限は、第十九条第一項の規定にかかわら 掲げる月分に係るものに記載した同項第六号に じ、同表の下欄に掲げる月の末日とする。 ず、当該各月の同表の上欄に掲げる区分に応

| _ | | | ル也 | | | | 0) | 9 - |
|---|--------------|--------|----------------|---|----------------|-------|----------------|---------------|
| | 昭和六十二年四月及び五月 | 二年二月まで | 昭和六十一年十月から昭和六十 | | 昭和六十一年四月から八月まで | 年二月まで | 昭和六十年十月から昭和六十一 | 昭和六十年四月から八月まで |
| 1 | 昭和六十二年七 | 月 | 昭和六十二年四 | 月 | 昭和六十一年十 | 月 | 昭和六十一年四 | 昭和六十年十月 |

(製造の開廃申告に係る経過措置)

|第六条 会社の製造たばこの製造場のうち日本専 事項を当該製造場の所在地を所轄する税務署長 る第二十四条第一項前段の規定による申告につ 売公社の製造たばこの製造場であつたものに係 いては、会社は、施行日から起算して一月以内 に、その製造場の所在地その他の政令で定める (手持品課税) に書面で申告すれば足りるものとする。

|第七条 会社が、この法律の施行の際製造たばこ たばこを所持する場合には、当該製造たばこに の製造場又は保税地域以外の場所において製造

> 2 とみなして、たばこ消費税を課する。 日にその製造たばこの製造場から移出したもの ついては、会社が製造たばこ製造者として施行 前項の規定によるたばこ消費税額について

- を徴収する。 昭和六十年十月三十一日を納期限として、これ を合算し、当該合算した額のたばこ消費税を、 蔵場所にある製造たばこに係るたばこ消費税額 は、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯
- 3 ればならない。 場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなけ を、施行日から起算して一月以内に、その貯蔵 定価その他政令で定める事項を記載した申告書 造たばこの区分並びに区分ごとの数量及び小売 規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該製 次の各号に掲げる場合において、会社が政令 会社は、その所持する製造たばこで第一項
- 金額は、第十六条の規定に準じて、会社に係る 受けたときは、当該たばこ消費税額に相当する 製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこ 項の規定によるたばこ消費税を徴収された、又 たばこ消費税額から控除し、又は会社に還付す の製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を は徴収されるべきものであることにつき、当該 で定めるところにより、当該製造たばこが第一
- 一 前号に該当する場合を除き、会社が、日本 ものその他政令で定めるものが会社の他の製 税を徴収された、又は徴収されるべきもの の移入した製造場から更に移出した場合 ばこの製造場に移入し、当該製造たばこをそ された、又は徴収されるべきものを、製造た こで第一項の規定によるたばこ消費税を徴収 れ、又は保税地域から引き取られた製造たば 専売公社の製造たばこの製造場から移出さ 造たばこの製造場に移入された場合を含む。) ばこで製造たばこの販売業者から返品された の製造場に戻し入れられた場合(当該製造た が、日本専売公社の当該製造場であつた会社 造たばこで、第一項の規定によるたばこ消費 日本専売公社がその製造場から移出した製

第八条 会社が、たばこ事業法附則第十九条(製 造たばこを滅失した小売人に交付する目的でそ 造たばこの引換え等に関する経過措置)の規定 により、施行日前に災害によりその所有する製

(災害補償に係る製造たばこの非課税)

の製造場から移出する製造たばこについては、 たばこ消費税を課さない。

(昭和六二年九月二五日法律第九

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は

規定 公布の日の翌日 並びに附則第三十二条から第三十四条までの 税通則法第十五条第二項第十一号の改正規定 第四条及び第五条の規定並びに第八条中国

第三十二条 第四条の規定の施行前に日本たばこ 納期限については、なお従前の例による。 げるたばこ消費税額に相当するたばこ消費税の 合には、当該申告書に記載した同項第六号に掲 の規定によりその期限内に申告書を提出した場 産業株式会社がたばこ消費税法第十七条第一項 (たばこ消費税法の一部改正に伴う経過措置)

一〇九号) 則 (昭和六三年一二月三〇日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た める日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

及び二 略

イからニまで 略 次に掲げる規定 昭和六十四年四月 一日

(たばこ消費税法の一部改正に伴う一般的経過 八条から第五十三条までの規定 第五条並びに附則第四十六条及び第四十

第四十六条 この附則に別段の定めがあるものを 従前の例による。 すべきであつたたばこ消費税については、なお 除き、第五条の規定の施行前に課した、又は課

(輸入製造たばこの移入に係る特例)

第四十七条 特定販売業者又は卸売販売業者が昭 該製造たばこの製造場への戻入れとみなして、 該製造たばこの製造場とみなし、当該移入を当 こ製造者とみなし、当該承認を受けた場所を当 又は卸売販売業者を当該製造たばこの製造たば 当該製造たばこについては、当該特定販売業者 長官の承認を受けた場所に移入した場合には、 日までの間に政令で定めるところにより国税庁 れた製造たばこを同年三月一日から同月三十一 和六十四年四月一日前に保税地域から引き取ら 第一項 たばこ消費税法第十三条たばこ税法第十三条第 免除の規定

税法」という。)の規定を適用する。 規定による改正後のたばこ税法(以下「たばこ 第五条の規定による改正前のたばこ消費税法 (以下「たばこ消費税法」という。) 及び同条の

2 こ税の保全上不適当と認められる事情があると 該申請に係る場所につきたばこ消費税及びたば とができる。 きには、国税庁長官は、その承認を与えないこ 前項の承認の申請があつた場合において、当

(未納税移出等に係る経過措置)

第四十八条 昭和六十四年四月一日前に製造たば こに係るたばこ消費税の課税標準及び税率は、 三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類 号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに 第三項(たばこ消費税法第十四条第三項におい るたばこ消費税法の特例規定を含む。次条にお 税法の課税標準及び税率により算出した場合の たばこ税法の課税標準及び税率とする。 が提出されなかつた場合における当該製造たば 限る。)について、たばこ消費税法第十二条第 は承認に係るたばこ消費税法第十二条第三項各 じ。) の届出又は承認に係るもの(当該届出又 において同じ。)で、たばこ消費税法第十二条 額を超えることとなるものに限る。以下この条 準及び税率により算出した場合のたばこ消費税 たばこ税額がたばこ消費税法(他の法律に定め この製造場から移出された製造たばこ(たばこ て準用する場合を含む。以下この条において同 いて「たばこ消費税法等」という。)の課税標

(未納税引取り等に係る経過措置)

第四十九条 次の表の上欄に掲げる法律の規定に ばこ消費税の課税標準及び税率は、たばこ税法 となつた場合における当該製造たばこに係るた 同表の下欄に掲げる法律の規定に該当すること この条において同じ。)について、同日以後に ばこ(たばこ税法の課税標準及び税率により算 四月一日前に保税地域から引き取られた製造た の課税標準及び税率とする。 消費税額を超えることとなるものに限る。以下 課税標準及び税率により算出した場合のたばこ 出した場合のたばこ税額がたばこ消費税法等の よりたばこ消費税の免除を受けて昭和六十四年

|税の徴収等に関する法律 ||輸入品に対する内国消費|同法第十一条第三項 |輸入品に対する内国消費||同法第十二条第四項 第十一条第一項

第十三条第一項 率法第十五条第二項、税の徴収等に関する法律おいて準用する関税定輸入品に対する内国消費同法第十三条第五項に ||税の徴収等に関する法律 第十二条第一項 第十六条第二項又は第 -七条第四項

||全保障条約第六条に基づ|び安全保障条約第六条 ||定の実施に伴う所得税法の軍隊の地位に関する 本国における合衆国軍隊並びに日本国における||く施設及び区域並びに日に基づく施設及び区域 ||律第四条において準用す税法等の臨時特例に関 | 等の臨時特例に関する法協定の実施に伴う所得 ||(日本国における国際連合関する法律第八条(日 特例に関する法律第七条関税法等の臨時特例に 施に伴う関税法等の臨時する協定の実施に伴う ||の地位に関する協定の実合衆国軍隊の地位に関 の軍隊の地位に関する協本国における国際連合 との間の相互協力及び安国との間の相互協力及 日本国とアメリカ合衆国日本国とアメリカ合衆 る場合を含む。) する法律第四条にお て準用する場合を含む

(課税済みの輸入製造たばこの輸出等に係る経

第五十条 昭和六十四年四月一日前に特定販売業 販売のため所持するものを同日以後輸出し、 者が自ら保税地域から引き取つた製造たばこで 額」として、同条の規定を適用する。 中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ消費税 は廃棄したときは、たばこ税法第十五条第一項 (戻入れ等に係る経過措置)

こ製造者がその製造場から移出し、又は他の製第五十一条 昭和六十四年四月一日前に製造たば こ税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加る控除を受けるときは、これらの規定中「たば この製造場に戻し入れ、又は移入した場合にお 算税の額を除くものとし、当該たばこ税額」と ばこ税法第十六条第一項又は第三項の規定によ 地域から引き取られた製造たばこを、製造たば 造たばこの製造場から移出され、若しくは保税 いて、同日以後にこれらの製造たばこにつきた あるのは、「たばこ消費税額 (延滞税、

追徴の規定

七項

告加算税及び無申告加算税の額を除くものと 定を適用する。 し、当該たばこ消費税額」として、これらの規

2 する。 たときは、同項中「たばこ税額」とあるのは、 製造場における製造を廃止した後当該製造場で あつた場所に戻し入れた場合において、同日以 がその製造場から移出した製造たばこを、その 務署長の承認を受けて当該製造たばこを廃棄し 後たばこ税法第十六条第五項に規定する当該税 「たばこ消費税額」として、同項の規定を適用 昭和六十四年四月一日前に製造たばこ製造者

(担保に係る経過措置)

第五十二条 より提供された担保は、たばこ税法第二十三条 経過措置) の規定により提供された担保とみなす。 (たばこ消費税法の一部改正に伴う罰則に係る たばこ消費税法第二十三条の規 沈定に

第五十三条 第五条の規定の施行前にした行為及 行後にした行為に対する罰則の適用について ととされるたばこ消費税に係る同条の規定の施 びこの附則の規定によりなお従前の例によるこ なお従前の例による。

六号) 則 抄 (平成一二年三月三一日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から 条の三」に、 える改正規定、同法第百十五条及び第百十六条 十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十規定、同法第九条、第九条の二、第十条から第 四とし、同法第七条の次に十二条を加える改正 とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、 条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第 法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七 行する。ただし、第二条の規定、 書を提出期限までに提出しない罪)、 百十三条の二」を「第百十三条の二 の改正規定、同法第百十七条の改正規定(「第 三条の三とし、同法第百十三条の次に一条を加 の改正規定、同法第百十三条の二を同法第百十 四条、第五十八条の二(見出しを含む。)、 第七条の二の改正規定、同条を同法第七条の十 七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六 十二条、第七十三条、第九十七条及び第百五条 同条を同法第七条の十五とする改正規定、同法 十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七 「第六号まで(許可」を「第七号 第三条中関税 第百十三 第六

関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改まで(許可」に改める部分に限る。)、第四条中 条までの規定については、平成十三年三月一日 正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六

号)抄 則 (平成一五年三月三一日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 及び二略 にから施

三 次に掲げる規定 平成十五年七月一日 第四十二条の規定 第八条の規定並びに附則第四十一条及び

第四十一条 第八条の規定の施行前に課した、又 こに係るたばこ税については、なお従前の例に たばこ税法第十一条第二項に規定する製造たばは課すべきであった同条の規定による改正前の (たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

(たばこ税法の一部改正に伴う罰則に係る経過

第四十二条 第八条の規定の施行前にした行為及 従前の例による。 した行為に対する罰則の適用については、 されるたばこ税に係る第八条の規定の施行後に び前条の規定によりなお従前の例によることと なお

もののほか、この法律の施行に関し必要な経過第百三十六条 附則第二条から前条までに定める 措置は、政令で定める。 則 (平成一八年三月三一日法律第一

(政令への委任)

(施行期日) 0号) 抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日 該各号に定める日から施行する。 及び二略

三 次に掲げる規定 平成十八年七月一日 第七十二条の規定 第八条の規定並びに附則第七十一条及び

第七十一条 第八条の規定の施行前に課した、又 こに係るたばこ税については、なお従前の例に たばこ税法第十一条第二項に規定する製造たばは課すべきであった同条の規定による改正前の (たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

(たばこ税法の一部改正に伴う罰則に係る経過

第七十二条 第八条の規定の施行前にした行為及 されるたばこ税に係る第八条の規定の施行後に び前条の規定によりなお従前の例によることと した行為に対する罰則の適用については、 従前の例による。 なお

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令 で定める。

号) 附則 (平成一九年三月三〇日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十九年四月一日から施

(罰則に関する経過措置)

第百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げ 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対 の規定によりなお従前の例によることとされる る規定にあっては、当該規定。以下この条にお する罰則の適用については、なお従前の例によ いて同じ。) の施行前にした行為及びこの附則

|第百五十八条 この附則に規定するもののほか、 (その他の経過措置の政令への委任)

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令 で定める。 附則 号)抄 (平成二二年三月三一日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

イからへまで 略 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日

条の改正規定、同法第三十条を削る改正規同法第二十八条の改正規定、同法第二十九 同条を同法第三十条とする改正規定 定、同法第三十一条第一項の改正規定及び 第七条中たばこ税法の目次の改正規定、

三 イからホまで 次に掲げる規定 平成二十二年十月一日

及び同法附則第二条の改正規定並びに附則 第三十六条から第三十九条までの規定 第七条中たばこ税法第十一条の改正規定

> 第三十六条 この附則に別段の定めがあるものを に課した、又は課すべきであった第七条の規定 | との間の相互協力及び安国との間の相互協力及 以下この条及び次条において同じ。)の施行前 正規定及び同法附則第二条の改正規定に限る。 除き、第七条の規定(たばこ税法第十一条の改 二条に規定する製造たばこに係るたばこ税につ による改正前のたばこ税法第十一条及び附則第

第三十七条 平成二十二年十月一日前に製造たば この製造場から移出された製造たばこで、たば て同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届 |国際連合の軍隊の地位にの軍隊の地位に関する こ税法第十二条第三項(同法第十四条第三項に ||二十七年法律第百十二号)|関する法律第八条(日 て「新たばこ税法」という。) 第十一条第一項 の規定による改正後のたばこ税法(次条におい 該製造たばこに係るたばこ税の税率は、第七条 について、同項各号に掲げる日までに同項に規|関する法律(昭和二十九|する法律第四条にお げる日が同月一日以後に到来するものに限る。) 出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲 おいて準用する場合を含む。以下この条におい

第三十八条 次の表の上欄に掲げる法律の規定に 第六十一号)第二十九条に規定する保税地域を よりたばこ税の免除を受けて平成二十二年十月 税率とする。 は、新たばこ税法第十一条第一項又は第二項の における当該製造たばこに係るたばこ税の税率 掲げる法律の規定に該当することとなった場合 製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に いう。次条において同じ。)から引き取られた 一日前に保税地域(関税法(昭和二十九年法律

税の徴収等に関する法律おいて準用する関税定輸入品に対する内国消費同法第十三条第五項に 第十三条第三項 税の徴収等に関する法律 税の徴収等に関する法律 輸入品に対する内国消費同法第十一条第五項 項 たばこ税法第十三条第 |輸入品に対する内国消費|同法第十二条第四項 第十一条第一項 第十二条第一項 免除の規定 ||同法第十三条第七項 率法 追徴の規定 (明治四十三年法

(たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

律第五十四号) 第十五 条第二項、第十六条第 |項又は第十七条第四

(未納税移出等に係る経過措置) いては、なお従前の例による。 |特例に関する法律(昭和関税法等の臨時特例に 第七条(日本国における本国における国際連合 施に伴う関税法等の臨時する協定の実施に伴う ||日本国とアメリカ合衆国|日本国とアメリカ合衆 |全保障条約第六条に基づ|び安全保障条約第六条 の地位に関する協定の実合衆国軍隊の地位に関 |本国における合衆国軍隊|並びに日本国における |く施設及び区域並びに日|に基づく施設及び区域

又は附則第二条の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

定する書類が提出されなかった場合における当 | 年法律第百四十九号) 第て準用する場合を含む 関する法律(昭和二十九する法律第四条におい所得税法等の臨時特例に税法等の臨時特例に関 |四条において準用する場 関する協定の実施に伴う協定の実施に伴う所得 (手持品課税)

第三十九条 平成二十二年十月一日に、製造たば 率によりたばこ税を課する。 から移出したものとみなして、次の各号に掲げ造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場 る場合には、その合計本数とする。)が二万本 より、たばこ税の課税標準となる製造たばこの 製造たばこの本数(たばこ税法第十条の規定に こを販売のため所持する製造たばこの製造者又 この製造場又は保税地域以外の場所で製造たば る製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税 本数とし、二以上の場所で製造たばこを所持す は、その者が製造たばこの製造者として当該製 以上であるときは、当該製造たばこについて は販売業者がある場合において、その所持する

く。) 千本につき千七百五十円 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除

2 こで同項の規定に該当するものの貯蔵場所 営業所。以下この項において同じ。)ごとに、 法律第六十八号)第二十二条第一項に規定する 業者にあっては、たばこ事業法(昭和五十九年 ばこ税法第二十七条第二項に規定する小売販売 前項に規定する者は、その所持する製造たば 製造たばこ 千本につき八百三十一円 たばこ税法附則第二条に規定する第一種 た

政令で定めるところにより、

次に掲げる事項を

1 こう方蔵昜斤こ3、こ斤寿F6号店にばこ長に提出しなければならない。でに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署記載した申告書を、平成二十二年十一月一日ま

- るたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額二 前号の数量により算定した前項の規定によて同じ。)及び区分ごとの数量収造たばこの区分(たばこ税法第二条第二項に規定するの区分(たばこ税法第二条第二項に規定する
- は、同項に規定する税務署長に提出されたものは、同項に規定する税務署長に提出されたものは、同項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正法」という。)附則第六条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は地方税法等改正法附則第十二条第三項に規定する市町村長に提出したたばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は市町村長に提出する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書とができる。この場合においては、当該申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書とができる。この場合においては、当該申告書とができる。この場合においては、当該申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書を受理する。
- ばならない。

 「第二項の規定による申告書を提出した者は、第二項の規定による申告書を提出したおります。

 「第二項の規定による申告書を提出した者は、第二項の規定による申告書を提出した者は、
- 5 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定 ものについて準用する。
- の 第一項の規定によりたばこ税を課された、又 は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者 をいう。以下この項において同じ。) 販売業者をいう。以下この項において同じ。) 販売でため所持するものを輸出した場合又は自 いないためが持するものを輸出した場合又は自 いるでは、 が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで が、自ら保税地域から引き取った製造とばこで が、自ら保税地域から引き取った製造とばこで が、自ら保税地域から引き取った製造とばこで が、自ら保税地域から引き取った製造とばこ税を課された、又

- 供で廃棄した場合において、当該特定販売業者 が、政令で定めるところにより、当該製造たば こが第一項の規定によりたばこ税を課された、 とさいまたばこ税額に相当する金額は、同法第 大工条第一項の規定に準じて、当該製造たば につき当該特定販売業者が納付した、若しくは 他でき当該特定販売業者が納付した、若しくは か、政令で定めるところにより、当該製造たば につき当該特定販売業者が納付した、若しくは か、政令で定めるところにより、当該製造たば につき当該特定販売業者が納付した、若しくは が、政令で定めるところにより、当該製造たば につき当該特定販売業者が納付した、その者に還付する。
- るたばこ税額から控除し、又はその者に還付す 税額(第二号に該当する場合にあっては、同号 ばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規轄する税務署長の確認を受けたときは、当該た ろにより、当該製造たばこが第一項の規定によ 規定する製造たばこ製造者(たばこ税法第六条 金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係 は保税地域からの引取りにより納付された、若 により納付された、若しくは納付されるべき又 に規定する他の製造たばこの製造場からの移出 ばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所 であることにつき、当該製造たばこの戻入れ又 るたばこ税を課された、又は課されるべきもの 第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以 しくは徴収されるべきたばこ税額)に相当する しくは納付されるべき若しくは徴収された、若 定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造た 下この項において同じ。)が政令で定めるとこ 次の各号に掲げる場合において、当該各号に
- 一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造とはこで、第一項の規定によるたばこた製造場に戻し入れられた場合(当該製造たばこのその他政令で定めるものが当該製造たばこのその他の製造たばこの製造場に戻し入れられた場合(当該製造たばこからで定めるものが当該製造者の他の製造たばこの製造場から移出した場合を含む。)

- は廃棄の承 は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金につき、当該 9 第二項の規定による申告書の提出を怠った者の課された、 ければならない者について準用する。該製造たば 規定は、第二項の規定による申告書を提出しな定販売業者 8 たばこ税法第二十六条(第二号を除く。)の
- 10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、処する。
- (罰則に関する経過措置) は、その代表者又は法人若しくは人の代理人は、その行為者を罰するほか、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときに対して同項の罰金刑を科する。
- 第百四十六条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条に対いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

「日日」 この付別に見ざけるのの(その他の経過措置の政令への委任)

で定める。 で定める。 で定める。

二号) 抄附 則 (平成二三年三月三一日法律第一

(施行期日)

年法律第百十四号)の公布の日から施行する。所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三権造の変化に対応した税制の構築を図るための第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から

二号) 抄附 則 (平成二三年六月三〇日法律第八

(施行期日)

める日から施行する。だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

月を経過した日 次に掲げる規定 公布の日から起算して1

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に二項をイからへまで 略

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定にあっては、当該規定。以下この条におい第九十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる(罰則に関する経過措置)

定及び同法第三十条第二項の改正規定加える改正規定、同法第二十九条の改正規

第九十三条 この附則に規定するもののほか、こ の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

(その他の経過措置の政令への委任)

一四号) 抄附 則 (平成二三年一二月二日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 がし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

一から四まで 略

イからへまで 略 正人工 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

(酒税法等の一部改正に伴う経過措置) ト 第八条及び附則第三十三条第二項の規定

第三十三条

(罰則に関する経過措置)

第百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の読替えを含む。)必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)必要な事項(この法律の出

法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定第百五条 この附則に規定するもののほか、この (その他の経過措置の政令への委任)

(納税環境の整備に向けた検討)

保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円第百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の 滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備 引き続き検討を行うものとする。 2

号) 抄 (平成二七年三月三一日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 から四まで 略

イからハまで 略 五十二条までの規定 次に掲げる規定 第五条の規定及び附則第四十九条から第 平成二十八年四月一 日

第四十九条 この附則に別段の定めがあるものを るたばこ税については、なお従前の例による。 こ(以下「紙巻たばこ三級品」という。)に係 こ税法附則第二条に規定する第一種の製造たば すべきであった同条の規定による改正前のたば 除き、第五条の規定の施行前に課した、又は課 (紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率の特 (たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置) 4

第五十条 次の各号に掲げる期間内に、製造たば 三 平成三十年四月一日から令和元年九月三十 正法」という。) 附則第四十八条第一項の規定 五条第四項において「平成三十年所得税法等改 成三十年法律第七号。次条第四項及び附則第百 係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一条第 この製造場から移出される紙巻たばこ三級品に (たばこ税に係る未納税移出等に関する経過措 にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月 一項及び所得税法等の一部を改正する法律(平 三十一日まで 千本につき三千三百八十三円 日まで 千本につき四千三十二円 月三十一日まで 千本につき二千九百五十円 平成二十八年四月一日から平成二十九年三

第五十一条 平成二十八年四月一日前に製造たば この製造場から移出された紙巻たばこ三級品

> 各号に定める日が同月一日以後に到来するもの(当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項 条において同じ。)の届出又は承認に係るもの の税率は、前条第一号に定める税率とする。 第三項において準用する場合を含む。以下この における当該紙巻たばこ三級品に係るたばこ税 に同項に規定する書類が提出されなかった場合 に限る。)について、同項各号に定める日まで たばこ税法第十二条第三項(同法第十四条

巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、 が同月一日以後に到来するものに限る。) につ 場から移出された紙巻たばこ三級品で、たばこ る書類が提出されなかった場合における当該紙 いて、同項各号に定める日までに同項に規定す (当該届出又は承認に係る同項各号に定める日 税法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの 第二号に定める税率とする。 平成二十九年四月一日前に製造たばこの製造

3 第三号に定める税率とする。 巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、 法第十二条第三項の届出又は承認に係るもの る書類が提出されなかった場合における当該紙 が同月一日以後に到来するものに限る。)につ (当該届出又は承認に係る同項各号に定める日 から移出された紙巻たばこ三級品で、たばこ税 いて、同項各号に定める日までに同項に規定す 平成三十年四月一日前に製造たばこの製造場 前条

第十二条第三項の届出又は承認に係るもの(当 ら移出された紙巻たばこ三級品で、たばこ税法 所得税法等改正法附則第四十八条第一項第一号 が提出されなかった場合における当該紙巻たば 同項各号に定める日までに同項に規定する書類 月一日以後に到来するものに限る。)について、 該届出又は承認に係る同項各号に定める日が同 に定める税率とする。 こ三級品に係るたばこ税の税率は、平成三十年 令和元年十月一日前に製造たばこの製造場か

(たばこ税に係る手持品課税)

第五十二条 平成二十八年四月一日に、製造たば この製造場又は保税地域(関税法(昭和二十九 地域をいう。以下この条及び附則第百五条にお 年法律第六十一号)第二十九条に規定する保税 たばこ三級品の本数(たばこ税法第十条の規定 販売のため所持する製造たばこの製造者又は販 によりたばこ税の課税標準となる製造たばこの 売業者がある場合において、その所持する紙巻 いて同じ。) 以外の場所で紙巻たばこ三級品を

十三円のたばこ税を課する。 ら移出したものとみなして、千本につき四百三 三級品を同日にその者の製造たばこの製造場か 者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ きは、当該紙巻たばこ三級品については、その この条において同じ。)が五千本以上であると 所持する場合には、その合計本数とする。以下 本数とし、二以上の場所で紙巻たばこ三級品を

2 その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提 こ三級品で同項の規定に該当するものの貯蔵場 出しなければならない。 で定めるところにより、次に掲げる事項を記載 号)第九条第六項に規定する小売販売業者にあ 所(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八 した申告書を、平成二十八年五月二日までに、 所。以下この項において同じ。) ごとに、政令 っては、同法第二十二条第一項に規定する営業 前項に規定する者は、その所持する紙巻たば

三級品の数量 その貯蔵場所において所持する紙巻たばこ

二 前号の数量により算定した前項の規定によ るたばこ税額

三 その他参考となるべき事項

3

規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法成二十七年法律第二号)附則第十二条第四項に 告書を、地方税法等の一部を改正する法律(平 とみなす。 ができる。この場合においては、当該申告書 長は、前項の規定による申告書を受理すること は、その提出を受けた都道府県知事又は市町村 る都道府県知事又は市町村長に提出したとき に係る申告書に併せて、これらの規定に規定す 附則第二十条第四項に規定する市町村たばこ税 は、同項に規定する税務署長に提出されたもの 第一項に規定する者が、前項の規定による申

場に移入された場合を含む。)

該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造

返品されたものその他政令で定めるものが当

巻たばこ三級品で製造たばこの販売業者から

4 第二項の規定による申告書を提出した者は、 平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に するたばこ税を、国に納付しなければならな 記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当

5 第三十五条第二項第二号の規定による納付の期 する更正若しくは決定を受けたもののうち同法 前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定 は修正申告書を同項の規定による申告書に係る き、国税通則法に規定する期限後申告書若しく 提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につ 前項の規定は、第二項の規定による申告書を

6 ろにより、当該紙巻たばこ三級品が第一項の規 第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。 規定する製造たばこ製造者(たばこ税法第六条 下この項において同じ。)が政令で定めるとこ 次の各号に掲げる場合において、当該各号に

以

付されるべきたばこ税額)に相当する金額に係 合にあっては、同号に規定する他の製造たばこ 品につき当該製造たばこ製造者が納付した、又第十六条の規定に準じて、当該紙巻たばこ三級 の製造場からの移出により納付された、又は納 は納付すべきたばこ税額(第二号に該当する場 きは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法 の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたと 品の戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場 きものであることにつき、当該紙巻たばこ三級 定によるたばこ税を課された、又は課されるべ

る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ 税額から控除し、又はその者に還付する。 が当該製造場に戻し入れられた場合(当該紙 たばこ税を課された、又は課されるべきもの た紙巻たばこ三級品で、第一項の規定による 製造たばこ製造者がその製造場から移出し

出した場合 を製造たばこの製造場に移入し、当該紙巻た たばこ税を課された、又は課されるべきもの れた紙巻たばこ三級品で第一項の規定による 造者が、他の製造たばこの製造場から移出さ ばこ三級品をその移入した製造場から更に移 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製

ければならない者について準用する。 規定は、第二項の規定による申告書を提出しな たばこ税法第二十六条(第二号を除く。) の

8 級品を同日にその者の製造たばこの製造場から を販売のため所持する製造たばこの製造者又は 場又は保税地域以外の場所で紙巻たばこ三級品 が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三 巻たばこ三級品の本数が五千本以上であるとき 販売業者がある場合において、その所持する紙 は、当該紙巻たばこ三級品については、その者 平成二十九年四月一日に、製造たばこの製

限が前項の納期限前に到来するものについて準

三円のたばこ税を課する。 移出したものとみなして、千本につき四百三十

四項」と、第四項中「第二項」とあるのは「第 項において準用する第二項」と読み替えるもの 項」と、第七項中「第二項」とあるのは「第九の」と、第六項中「第一項」とあるのは「第八 とあるのは「第九項において準用する第二項 九項において準用する前項」と、「第二項の」 月二日」と、第五項中「前項」とあるのは「第 九項において準用する第二項」と、「平成二十 四項」と、「附則第二十条第四項」とあるのは「附則第十二条第十項において準用する同条第 項」と、「附則第十二条第四項」とあるのは 項」とあるのは「第九項において準用する前 項中「第一項」とあるのは「第八項」と、「前 とあるのは「平成二十九年五月一日」と、第三 るのは「第八項」と、「平成二十八年五月二日」 る。この場合において、第二項中「前項」とあ によりたばこ税を課する場合について準用す 八年九月三十日」とあるのは「平成二十九年十 「附則第二十条第十項において準用する同条第 第二項から第七項までの規定は、前項の規定 12

九円のたばこ税を課する。 移出したものとみなして、千本につき六百四十 級品を同日にその者の製造たばこの製造場から が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三 は、当該紙巻たばこ三級品については、その者 たばこ三級品の本数が五千本以上であるとき 売業者がある場合において、その所持する紙巻 販売のため所持する製造たばこの製造者又は販 又は保税地域以外の場所で紙巻たばこ三級品を 平成三十年四月一日に、製造たばこの製造場

る。この場合において、第二項中「前項」とあ 第四項」と、第四項中「第二項」とあるのは 項」と、「附則第二十条第四項」とあるのは第十二条第十二項において準用する同条第四 と、「附則第十二条第四項」とあるのは「附則 とあるのは「第十一項において準用する前項」 中「第一項」とあるのは「第十項」と、「前項」 とあるのは「平成三十年五月一日」と、第三項 るのは「第十項」と、「平成二十八年五月二日」 によりたばこ税を課する場合について準用す 二十八年九月三十日」とあるのは 「第十一項において準用する第二項」と、「平成 「附則第二十条第十二項において準用する同条 第二項から第七項までの規定は、前項の規定 「平成三十年

> 十月一日」と、第五項中「前項」とあるのは 「第十一項において準用する第二項」と読み替 二項の」と、第六項中「第一項」とあるのは えるものとする。 の」とあるのは「第十一項において準用する第 「第十項」と、第七項中「第二項」とあるのは 「第十一項において準用する前項」と、「第二項

当該紙巻たばこ三級品については、その者が製 ばこ三級品の本数が五千本以上であるときは、 業者がある場合において、その所持する紙巻た のたばこ税を課する。 を同日にその者の製造たばこの製造場から移出 造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品 売のため所持する製造たばこの製造者又は販売 は保税地域以外の場所で紙巻たばこ三級品を販 したものとみなして、千本につき千七百七十円 令和元年十月一日に、製造たばこの製造場又

る。この場合において、第二項中「前項」とあ 項」とあるのは「第十三項において準用する第 と、「第二項の」とあるのは「第十三項におい と、「平成二十八年九月三十日」とあるのは るのは「第十三項において準用する第二項」 る同条第四項」と、「附則第二十条第四項」と るのは「附則第十二条第十四項において準用す 用する前項」と、「附則第十二条第四項」とあ 日」とあるのは「令和元年十月三十一日」と、 るのは「第十二項」と、「平成二十八年五月二 とあるのは「第十二項」と、第七項中「第二 とあるのは「第十三項において準用する前項」 「令和二年三月三十一日」と、第五項中「前項」 する同条第四項」と、第四項中「第二項」とあ あるのは「附則第二十条第十四項において準用 と、「前項」とあるのは「第十三項において準 第三項中「第一項」とあるのは「第十二項」 によりたばこ税を課する場合について準用す て準用する第二項の」と、第六項中「第一項」 一項」と読み替えるものとする。 第二項から第七項までの規定は、前項の規定

14 こ税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五 準用する場合を含む。)の規定による申告書を その提出期限までに提出しないことによりたば 十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す 第二項(第九項、第十一項又は前項において

える場合には、情状により、 たばこ税に相当する金額の三倍が五十万円を超 前項の犯罪に係る紙巻たばこ三級品に対する 同項の罰金は、五

書をその提出期限までに提出しなかった者は、 倍以下とすることができる。 十万円を超え当該たばこ税に相当する金額の三 年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す

18 17 間による。

る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定にあっては、当該規定。以下この条におい 規定によりなお従前の例によることとされる場

(その他の経過措置の政令への委任)

16 第二項(第九項、第十一項又は第十三項にお いて準用する場合を含む。)の規定による申告

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業は人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 の法人又は人に対して前三項の罰金刑を科す 為をしたときは、その行為者を罰するほか、そ 務又は財産に関して第十四項又は前項の違反行 る

の期間は、同項の規定の罪についての時効の期法人又は人に罰金刑を科する場合における時効 前項の規定により第十四項の違反行為につき

する法律(平成二十七年法律第九号)附則第五の紙巻たばこ三級品(所得税法等の一部を改正認められる者」とあるのは、「イに規定する者 する義務があると認められる者その他自己の事同号ニ中「イ又は口に規定する者に原料を譲渡 三十条の規定を適用する。この場合において、 号二に規定する者とそれぞれみなして、同条 たと認められる者又は保管すると認められる 規定する紙巻たばこ三級品をいう。)を保管し 十二条第一項(たばこ税に係る手持品課税)に 業に関しイ又は口に規定する者と取引があると 条の五第一号ニに係る部分に限る。)及び第百 百二十八条(第二号及び第三号中同法第七十四の七、第七十四条の八、第七十四条の十三、第(同号ニに係る部分に限る。)、同法第七十四条 認められる者を国税通則法第七十四条の五第一 級品を保管したと認められる者又は保管すると は、これらの規定に規定する者の紙巻たばこ三 により課するたばこ税に関する調査について 者」とする。 第一項、第八項、第十項又は第十二項の規定

則

施行期日)

第百三十条 この法律 (附則第一条各号に掲げる (罰則に関する経過措置)

第百三十一条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令 で定める。

附 六号) 則 抄 (平成二八年三月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 から三まで 略

改める部分を除く。)、同法第四条第一項第五 条までの規定 公布の日から起算して二年を の五第一項第一号の改正規定並びに第七条 規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定 定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十 条の十五の改正規定 (「(許可の要件)」を削 第四十三条の四に一項を加える改正規定、同 同法第四十三条の三第三項の改正規定、同法 改正規定、同法第九条の二第二項の改正 号の三の改正規定、同法第七条の二第二項 の二」を「第六条の三」に改める部分及 超えない範囲内において政令で定める日 規定並びに附則第四条及び第六条から第十四 (「(二以上の許可を受けている場合にあつて 正規定、同法第七十九条第三項第一号の改正 五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改 同法第六十八条の次に一条を加える改正規 第六章第二節の次に一節を加える改正規定、 規定、同法第六十七条の三の改正規定、 る部分を除く。)、同法第六十七条の二の改正 法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二 定、同法第三十条第一項第五号の改正規定、 「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に は、そのすべての許可。次号において同じ。) を削る部分に限る。)及び同法第七十九条 第三条中関税法目次の改正規定(「第六条 同法

(平成二九年三月三一日法律第四

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 一から四まで 略

五 次に掲げる規定 イからハまで 略 平成三十年四月一日

二 第八条の規定(同条中国税通則法第十九 び同法第七十一条第二項の改正規定を除 四条の二(見出しを含む。)の改正規定及 条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十 く。)並びに附則第四十条第二項及び第三

中六条の規定 第百五条、第百二十五条がに第百三十三条まで、第百二十五条がら第百三十三条まで、第百二十四条がら第百三十三条まで、第百十四条まで、第百十八条、第百二十四

(罰則に関する経過措置)

第百四十条 この法律(附則第一条各号に掲げるの間則の適用については、なお従前の例によることとされる場別定によりなお従前の例によることとされる場別定にあっては、当該規定。以下この条においる罰則の適用については、公お従前の例によることとされる場所である。

(政令への委任)

で定める。
この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令第百四十一条 この附則に規定するもののほか、

号) 抄附 則 (平成三〇年三月三一日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施

三 欠こ曷げる見官 F戈三十手 一及び二 略

(国人ので第十三項、第百三条第三号並びに名のの正規定、同条の次に一条を加える改集の改正規定及び同法第十四条の改正規定を除て規定及び同法第十四条の改正規定を除する。)並びに附則第四十六条から第五十一条まで、第百三十条、第百三十条、第百三十一条及び第2
 (国条中たばこ税法第十二年、第一三十二条がの開発ののででででは、第一三十一条の改正規定を除する。)並びに附則第四十六条から第五十一条表で、第一三十二条の改正対のででは、第一十条、第五十一条第四項、第三十二項及び第十三項、第百三条第三号並びに名の改正が表示。

(たばこ税法の一部改正規定に限る。) の規定 第四十六条 この附則に別段の定めがあるものを 除き、第六条の規定(たばこ税法第十二条の改 正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び 正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び で規定、同条の次に一条を加える改正規定及び で規定、同条の次に一条を加える改正規定及び では、なお従前の例に別段の定めがあるものを

する経過措置) (加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準に関

月三十日までの間に、製造たばこの製造場から第四十七条 平成三十年十月一日から令和元年九

移出され、又は保税地域

(関税法

(昭和二十九

本数の合計本数によるものとする。本数の合計本数によるものとする。 以下同じ。)から引き取られる加地域をいう。以下「新たばこ税法第十条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる加熱式たばことの本数(以下この条、附則第四十九条から第五十一条までにおいて同じ。)に係る新たばこ税法第一条までにおいて同じ。)に係る新たばこ税法第一条までにおいて同じ。)に係る新たばこ税法第一条までにおいて同じ。)に係る新たばこ税法第一条までにおいて同じ。)に係る新たばこ税法第一条までにおいて同じ。)から引き取られる加地域をいう。以下同じ。)から引き取られる加地域をいう。以下同じ。)から引き取られる加地域をいう。以下同じ。)から引き取られる加地域をいう。以下同じ。)が、新たばこ税法第十条に規定する保税をいる。以下には、対している。

4

- はこの本数にこの本数にこの本数にこの本数にこの本数にこれを正さいて「新重量換算本数」がの第四項までにおいて「新重量換算本数」という。)に○・二を乗じて計算した製造をした。 新たばこ税法第十条第三項第一号に掲げる
- 造たばこの本数 数」という。) に○・二を乗じて計算した製から第四項までにおいて「小売定価等換算本から第四項までにおいて「小売定価等換算本方法により換算した紙巻たばこの本数(次項方法により換算した紙巻第二項第二号に掲げる
- □ 令和元年十月一日から令和二年九月三十日ま での間に、製造たばこの製造場から移出され、 又は保税地域から引き取られる加熱式たばこに 係るたばこ税の課税標準は、新たばこ税法第十 条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造 たばこの本数の合計本数によるものとする。 一 旧重量換算本数に○・六を乗じて計算した 製造たばこの本数
- 製造たばこの本数 一 新重量換算本数に○・四を乗じて計算した
- した製造たばこの本数 ○・四を乗じて計算
- たばこの本数の合計本数によるものとする。条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造係るたばこ税の課税標準は、新たばこ税法第十係るたばこ税の課税標準は、新たばこ税法第十にるに保税地域から引き取られる加熱式たばこにでの間に、製造たばこの製造場から移出され、での間に、製造たばこの製造場から移出され、

- こ 小売定価等換算本数に○・六を乗じて計算 以造たばこの本数 した製造たばこの本数
- たばこの本数の合計本数によるものとする。条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる製造係るたばこ税の課税標準は、新たばこ税法第十での間に、製造たばこの製造場から移出され、での間に、製造たばこの製造場から移出され、
- 製造たばこの本数
 □重量換算本数に○・二を乗じて計算した
- 製造たばこの本数 二 新重量換算本数に○・八を乗じて計算した
- した製造たばこの本数 ○・八を乗じて計算
- 必要な事項は、政令で定める。 規定する製造たばこの本数の換算方法について5 前各項に定めるもののほか、これらの規定に
- (製造たばこに係るたばこ税の税率の特例) 第四十八条 次の各号に掲げる期間内に、製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から いまが、当該各号に定める税率とする。 一 平成三十年十月一日から令和二年九月三十 中まで 千本につき五千八百二円

二 令和二年十月一日から令和三年九月三十日

まで 千本につき六千三百二円

- で、当該各号に定める税率とする。で同じ。)以外の者により保税地域から引き取て同じ。)以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、新たばこ税法第十一条第二項に規定する特定をはる、
- (未納税移出等に係る経過措置)まで 千本につき一万三千四百二十四円二 令和二年十月一日から令和三年九月三十日日まで 千本につき一万二千四百二十四円日まで 千本につき一万二千四百二十四円 平成三十年十月一日から令和二年九月三十
- 九号)附則第四十九条に規定する紙巻たばこ三等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第の製造場から移出された製造たばこ(所得税法第四十九条 平成三十年十月一日前に製造たばこ

- 2 令和元年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこで、新たばこ税が提出されなかった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、附則第四十一年以後に到来するものに限る。)について、一年以後に到来するものに限る。)について、一年以後に到来するものに限る。)について、「選出されなかった場合における当該加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。
- 3 令和二年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、新たばこ税法第十日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に定める日までに同項に規定する書類が項各号に定める日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における加熱式たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の税率は、附別第四十七条第三項の規定により計算した加熱式たばこに係るたばこ税の税率とする。

及び区域並びに日本国にお第六条に基づく施設

項に規定する製造たばこに係るたばこ税の税率 こ税の課税標準及び新たばこ税法第十一条第一 の規定により計算した加熱式たばこに係るたば

同項各号に定める日までに同項に規定する書類 ばこに係るたばこ税の課税標準とする。 法第十条第三項の規定により計算した加熱式た ばこに係るたばこ税の課税標準は、新たばこ税 が提出されなかった場合における当該加熱式た 届出又は承認に係る同項各号に定める日が同月 十二条第三項の届出又は承認に係るもの(当該 ら移出された加熱式たばこで、新たばこ税法第 一日以後に到来するものに限る。)について、 令和四年十月一日前に製造たばこの製造場か む。 2

(未納税引取り等に係る経過措置)

第五十条

次の表の上欄に掲げる法律の規定によ

りたばこ税の免除を受けて平成三十年十月一日 こに係るたばこ税の税率とする。 係るたばこ税の課税標準及び附則第四十八条第 条第一項の規定により計算した加熱式たばこに たばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七たばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造 定に該当することとなった場合における加熱式 いて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規 前に保税地域から引き取られた製造たばこにつ 項第一号又は第二項第一号に定める製造たば

|の徴収等に関する法律(昭 |輸入品に対する内国消費税||同条第五項 輸入品に対する内国消費税同条第四項 第十一条第一項 |和三十年法律第三十七号) たばこ税法第十三条第一項|同条第七項 免除の規定 一条第一項 徴収等に関する法律第-追徴の規定

障条約第六条に基づく施設力及び安全保障条約 の間の相互協力及び安全保衆国との間の相互協 日本国とアメリカ合衆国と日本国とアメリカ合 の徴収等に関する法律第十準用する関税定率法 輸入品に対する内国消費税同条第五項において 二条第三項 四項 |第二項、第十六条第 五十四号) 第十五条 (明治四十三年法律第 一項又は第十七条第 5

||法律第百四十九号)第四条|う所得税法等の臨時 う所得税法等の臨時特例に合の軍隊の地位に関位に関する協定の実施に伴本国における国際連 おける国際連合の軍隊の地する法律第八条(日十二号)第七条(日本国に法等の臨時特例に関 ||ける合衆国軍隊の地位に関及び区域並びに日本 ||関する法律(昭和二十九年する協定の実施に伴 ||において準用する場合を含|特例に関する法律第 法等の臨時特例に関する法隊の地位に関する協 |する協定の実施に伴う関税|国における合衆国軍 (昭和二十七年法律第百定の実施に伴う関税

税地域から引き取られた加熱式たばこについ ばこ税の免除を受けて令和元年十月一日前に保 ばこに係るたばこ税の課税標準とする。 四十七条第二項の規定により計算した加熱式た 式たばこに係るたばこ税の課税標準は、附則第 に該当することとなった場合における当該加熱 て、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定 前項の表の上欄に掲げる法律の規定によりた る場合を含む。)

3 保税地域から引き取られた製造たばこについ 項第二号又は第二項第二号に定める製造たばこ 第三項の規定により計算した加熱式たばこに係 ばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条 ばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造た たばこ税の免除を受けて令和二年十月一日前に に係るたばこ税の税率とする。 るたばこ税の課税標準及び附則第四十八条第一 に該当することとなった場合における加熱式た て、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により

条第一項又は第二項に規定する製造たばこに係 るたばこ税の課税標準及び新たばこ税法第十一 第四項の規定により計算した加熱式たばこに係 保税地域から引き取られた製造たばこについ たばこ税の免除を受けて令和三年十月一日前に るたばこ税の税率とする。 ばこに係るたばこ税の税率は、附則第四十七条 ばこに係るたばこ税の課税標準及び当該製造た に該当することとなった場合における加熱式た て、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により

保税地域から引き取られた加熱式たばこについ たばこ税の免除を受けて令和四年十月一日前に 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により 同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定

こ税法第十条第三項の規定により計算した加熱 式たばこに係るたばこ税の課税標準とする。 式たばこに係るたばこ税の課税標準は、 に該当することとなった場合における当該加熱

第五十一条 平成三十年十月一日に、製造たば 税を課する。 たものとみなして、千本につき五百円のたばこ 同日にその者の製造たばこの製造場から移出し が製造たばこの製造者として当該製造たばこを るときは、当該製造たばこについては、その者 税の課税標準となる製造たばこの本数)とし、 第四十七条第一項の規定により計算したたばこ たばこの本数(加熱式たばこにあっては、附則 条の規定によりたばこ税の課税標準となる製造 の製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこ は、その合計本数とする。) が二万本以上であ 二以上の場所で製造たばこを所持する場合に 所持する製造たばこの本数(新たばこ税法第十 製造者又は販売業者がある場合において、その て同じ。)を販売のため所持する製造たばこの (紙巻たばこ三級品を除く。以下この項におい

四条において準用す

2 こで同項の規定に該当するものの貯蔵場所(た 申告書を、平成三十年十月三十一日までに、そ 九条第六項に規定する小売販売業者にあって 0) めるところにより、次に掲げる事項を記載した 以下この項において同じ。)ごとに、政令で定 ばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第 は、同法第二十二条第一項に規定する営業所。 前項に規定する者は、その所持する製造たば 貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出 なければならない。

いて同じ。)及び区分ごとの数量

三 その他参考となるべき事項 二 前号の数量により算定した前項の規定によ るたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

成三十年法律第三号)附則第十条第三項に規定 告書を、地方税法等の一部を改正する法律(平 都道府県知事又は市町村長に提出したときは、 係る申告書に併せて、これらの規定に規定する 第二十三条第三項に規定する市町村たばこ税に その提出を受けた都道府県知事又は市町村長 する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則

新たば 第二項の規定による申告書を提出した者は、

る製造たばこの区分をいう。以下この号にお の区分(新たばこ税法第二条第二項に規定す その貯蔵場所において所持する製造たばこ

3 第一項に規定する者が、前項の規定による申

同項に規定する税務署長に提出されたものとみ できる。この場合においては、当該申告書は、 は、前項の規定による申告書を受理することが

平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記 らない。 載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計 に相当するたばこ税を、国に納付しなければな 前項の規定は、第二項の規定による申告書を

限が前項の納期限前に到来するものについて準第三十五条第二項第二号の規定による納付の期 前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定 提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につ する更正若しくは決定を受けたもののうち同法 は修正申告書を同項の規定による申告書に係る き、国税通則法に規定する期限後申告書若しく

6 還付に併せて、その者に還付する。 たばこにつき当該特定販売業者が納付した、 税法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造 製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承 又は課されるべきものであることにつき、当該 者が、政令で定めるところにより、当該製造た 受けて廃棄した場合において、当該特定販売業 者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこ は課されるべき製造たばこのうち、 収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る 認を受けた税関の税関長の確認を受けたとき ばこが同項の規定によりたばこ税を課された、 じめ政令で定めるところにより税関長の承認を 自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売 しくは納付すべき又は徴収された、若しくは は、当該たばこ税額に相当する金額は、たばこ のため所持するものを保税地域に入れ、あらか で販売のため所持するものを輸出した場合又は 第一項の規定によりたばこ税を課された、又 特定販売業 若

7 を課された、又は課されるべきものであること 当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税 こ製造者とみなされる者を含む。以下この項に 第四項に規定する製造たばこ製造者をいい、新 規定する製造たばこ製造者(たばこ税法第六条 る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務 につき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係 おいて同じ。)が政令で定めるところにより、 たばこ税法第八条第三項の規定により製造たば 次の各号に掲げる場合において、当該各号に

準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ 相当する金額は、たばこ税法第十六条の規定に ばこ税額から控除し、又はその者に還付する。 に係る控除又は還付に併せて、その者に係るた は徴収されるべきたばこ税額)に相当する金額 は納付されるべき若しくは徴収された、若しく 税地域からの引取りにより納付された、若しく り納付された、若しくは納付されるべき又は保 定する他の製造たばこの製造場からの移出によ 製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額 署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に (第二号に該当する場合にあっては、同号に規 製造者の他の製造たばこの製造場に移入され のその他政令で定めるものが当該製造たばこ こで製造たばこの販売業者から返品されたも 製造場に戻し入れられた場合(当該製造たば 税を課された、又は課されるべきものが当該 た場合を含む。) た製造たばこで、第一項の規定によるたばこ 製造たばこ製造者がその製造場から移出し 11

造場に移入し、当該製造たばこをその移入し こで第一項の規定によるたばこ税を課され れ、又は保税地域から引き取られた製造たば 造者が、他の製造たばこの製造場から移出さ た製造場から更に移出した場合 た、又は課されるべきものを製造たばこの製 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製

なければならない者について準用する。 の規定は、第二項の規定による申告書を提出し 新たばこ税法第二十六条 (第二号を除く。)

本につき五百円のたばこ税を課する。 ばこの製造場から移出したものとみなして、千 として当該製造たばこを同日にその者の製造た ばこについては、その者が製造たばこの製造者 る。) が二万本以上であるときは、当該製造た ばこを所持する場合には、その合計本数とす 造たばこの本数)とし、二以上の場所で製造た 定により計算したたばこ税の課税標準となる製 たばこにあっては、附則第四十七条第三項の規 税の課税標準となる製造たばこの本数(加熱式 本数(新たばこ税法第十条の規定によりたばこ ある場合において、その所持する製造たばこの め所持する製造たばこの製造者又は販売業者が は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のた 令和二年十月一日に、製造たばこの製造場又 13

によりたばこ税を課する場合について準用す 第二項から第八項までの規定は、前項の規定

> と読み替えるものとする。 るのは「附則第二十五条第三項」と、第四項中 条第三項」と、「附則第二十三条第三項」とあ 三項中「第一項」とあるのは「第九項」と、 る。この場合において、第二項中「前項」とあ と、第七項中「第一項」とあるのは「第九項」 年三月三十一日」と、第六項中「第一項の規定 「平成三十一年四月一日」とあるのは「令和三 日」とあるのは「令和二年十一月二日」と、第 るのは「第九項」と、「平成三十年十月三十一 により」とあるのは「第九項の規定により」 「附則第十条第三項」とあるのは「附則第十二

ばこの製造場から移出したものとみなして、千 として当該製造たばこを同日にその者の製造た 税の課税標準となる製造たばこの本数(加熱式 め所持する製造たばこの製造者又は販売業者が は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のた ばこについては、その者が製造たばこの製造者 る。) が二万本以上であるときは、当該製造た ばこを所持する場合には、その合計本数とす 造たばこの本数)とし、二以上の場所で製造た 定により計算したたばこ税の課税標準となる製 たばこにあっては、附則第四十七条第四項の規 ある場合において、その所持する製造たばこの 本につき五百円のたばこ税を課する。 本数(新たばこ税法第十条の規定によりたばこ 令和三年十月一日に、製造たばこの製造場又

とすることができる。

12 によりたばこ税を課する場合について準用す るのは「第十一項」と、「平成三十年十月三十 り」と、第七項中「第一項」とあるのは「第十 規定により」とあるのは「第十一項の規定によ 和四年三月三十一日」と、第六項中「第一項の とあるのは「附則第二十六条第三項」と、第四 と、「附則第十条第三項」とあるのは「附則第第三項中「第一項」とあるのは「第十一項」 る。この場合において、第二項中「前項」とあ 項中「平成三十一年四月一日」とあるのは「令 一項」と読み替えるものとする。 十三条第三項」と、「附則第二十三条第三項」 一日」とあるのは「令和三年十一月一日」と、 第二項から第八項までの規定は、前項の規定

税通則法第七十四条の五第一号ニに規定する者 の規定に規定する者の製造たばこを保管したと するたばこ税に関する調査については、これら とそれぞれみなして、 認められる者又は保管すると認められる者を国 第一項、第九項又は第十一項の規定により課 (同号ニに係る部分

認められる者」とする。 る者」とあるのは、「イに規定する者の製造た 四条の八、第七十四条の十三、第百二十八条 に限る。) 並びに同法第七十四条の七、 ばこを保管したと認められる者又は保管すると イ又は口に規定する者と取引があると認められ があると認められる者その他自己の事業に関し 定を適用する。この場合において、同号ニ中 号ニに係る部分に限る。)及び第百三十条の規 「イ又は口に規定する者に原料を譲渡する義務 (第二号及び第三号中同法第七十四条の五第一

15 14 第二項(第十項又は第十二項において準用す る場合を含む。)の規定による申告書をその提 を超え当該たばこ税に相当する金額の三倍以下 税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円 出期限までに提出しないことによりたばこ税を 合には、情状により、同項の罰金は、五十万円 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ

17 16 第二項(第十項又は第十二項において準用す る場合を含む。)の規定による申告書をその提 の法人又は人に対して前三項の罰金刑を科す 為をしたときは、その行為者を罰するほか、そ 務又は財産に関して第十四項又は前項の違反行 懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 出期限までに提出しなかった者は、一年以下の 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

18 前項の規定により第十四項の違反行為につき の期間は、同項の規定の罪についての時効の期法人又は人に罰金刑を科する場合における時効 間による。

る。

(罰則に関する経過措置)

| 第百四十三条 この法律 (附則第一条各号に掲げ の規定によりなお従前の例によることとされる る規定にあっては、当該規定。以下この条にお する罰則の適用については、なお従前の例によ 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対 いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則

(政令への委任)

| 第百四十四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令 で定める。

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 次に掲げる規定 令和二年十月一日 号 附 (令和二年三月三一日法律第八

当該

ロ の規定 し書を加える改正規定及び附則第四十九条 第九条中たばこ税法第十条第二項にただ略

る経過措置 (葉巻たばこに係るたばこ税の課税標準に関す

第四十九条 この附則に別段の定めがあるものを 除き、令和二年十月一日前に課した、又は課す ては、なお従前の例による。 べきであった葉巻たばこに係るたばこ税につい

2 本に」とあるのは「〇・七本に」とする。 適用については、同項ただし書中「一グラム未 たばこ税法」という。)第十条第二項の規定の たばこ税法(以下この条及び次条において「新 葉巻たばこに係る第九条の規定による改正後の 以下この条において同じ。)から引き取られる は保税地域(関税法(昭和二十九年法律第六十 での間に製造たばこの製造場から移出され、又 満」とあるのは「○・七グラム未満」と、「一 令和二年十月一日から令和三年九月三十日ま 号)第二十九条に規定する保税地域をいう。

3 部を改正する法律(令和二年法律第八号。 のは「おける加熱式たばこ及び所得税法等の一 う。) 附則第四十九条第三項の規定の適用につ 以下この条において「平成三十年改正法」とい が提出されなかった場合における所得税法等の 同項各号に定める日までに同項に規定する書類 第十四条第三項において準用する場合を含む。 される第九条の規定による改正前のたばこ税法 ら移出された前項の規定により読み替えて適用 いては、同項中「おける加熱式たばこ」とある は承認に係るもの(当該届出又は承認に係るた 以下この項及び次項において同じ。)の届出又 する葉巻たばこで、たばこ税法第十二条第三項する新たばこ税法第十条第二項ただし書に規定 ばこ税法第十二条第三項各号に定める日が同月 一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。 一日以後に到来するものに限る。)について、 (次条の規定によりなお従前の例によることと 令和二年十月一日前に製造たばこの製造場か

この項において「令和二年改正法」という。) この項において「令和二年改正法」とあるのは「並ずる葉巻たばこ」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「計算した加熱式たばこ」とあるのは「並びに」と、「計算した加熱式たばこみでの地でに」と、「計算した加熱式たばこ」とあるのは「並ば「計算した加熱式たばこみでの規定により読み替えていまり、「計算した加熱式をはこ」とあるのは「計算四十九条第二項の規定により読み替えています。

- 附則第四十九条第四項の規定の適用について出されなかった場合における平成三十年改正法 葉巻たばこ」とする。 法第十条第二項ただし書の規定により算定した こ」とあるのは「計算した加熱式たばこ及び同 あるのは「並びに」と、「計算した加熱式たば だし書に規定する葉巻たばこ」と、「及び」と 規定による改正後のたばこ税法第十条第二項た 改正する法律(令和二年法律第八号)第九条の 各号に定める日までに同項に規定する書類が提 以後に到来するものに限る。)について、同項 又は承認に係る同項各号に定める日が同月一日 条第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出 書に規定する葉巻たばこで、たばこ税法第十二 ら移出された新たばこ税法第十条第二項ただし 「おける加熱式たばこ及び所得税法等の一部を 令和三年十月一日前に製造たばこの製造場か 同項中「おける加熱式たばこ」とあるのは 7
- 熱式たばこ」とあるのは「計算した加熱式たば 第二項ただし書に規定する葉巻たばこ」と、 第九条の規定による改正後のたばこ税法第十条 規定により読み替えて適用する令和二年改正法 年改正法」という。) 附則第四十九条第二項の こ及び所得税法等の一部を改正する法律(令和 加熱式たばこ」とあるのは「おける加熱式たば 三項の規定の適用については、同項中「おける 場合における平成三十年改正法附則第五十条第 欄に掲げる法律の規定に該当することとなった する葉巻たばこについて、同日以後に同表の下 する新たばこ税法第十条第二項ただし書に規定 き取られた第二項の規定により読み替えて適用 を受けて令和二年十月一日前に保税地域から引 上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除平成三十年改正法附則第五十条第一項の表の こ及び令和二年改正法附則第四十九条第二項の 「及び」とあるのは「並びに」と、「計算した加 二年法律第八号。以下この項において「令和二

とする。 関ただし書の規定により算定した葉巻たばこ」規定により読み替えて適用する同法第十条第二

- こ税の課税標準となる製造たばこの本数)」と こ税法第十条第二項ただし書に規定する葉巻た 和二年改正法第九条の規定による改正後のたば る法律(令和二年法律第八号。以下この項にお とあるのは「本数、所得税法等の一部を改正す 項の規定の適用については、同項中「にあって 規定する葉巻たばこを販売のため所持する場合 年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地 する。 第二項の規定により読み替えて適用する同法第 ばこにあっては令和二年改正法附則第四十九条 九条第二項の規定により読み替えて適用する令 適用する新たばこ税法第十条第二項ただし書に 域以外の場所で第二項の規定により読み替えて 十条第二項ただし書の規定により算定したたば いて「令和二年改正法」という。) 附則第四十 は、」とあるのは「にあっては」と、「本数)」 における平成三十年改正法附則第五十一条第九 製造たばこの製造者又は販売業者が、令和二

する。

「本数)」とあるのは「本数、所得税法等の一部を第十一項の規定の適用については、同項中と、関係における平成三十年改正法附則第五十一条第十一項の規定の適用については、同項中で、大きに対ける平成三十年改正法附則第五十一条第十一項の規定の適用については、同項をが、大事に規定する業巻たばこを販売のため所持する場合における平成三十年改正法附則第五十年を表示している。

る申告書の提出朝限が到来するたばこ脱についる申告書の提出朝限が到来するたばこ脱にによる状態等十四条の規定は、施行日以後にたばこ税法第十七条第一項の規定によをでし書の規定により算定したたばこ税の課税ただし書の規定により算定したたばこ税の課税ただし書の規定により算定したたばこ税の課税をだし書の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項の規定による改正後のたばこ税法第十条第二項の規定による改正を表示を表示を表示している。

第五十条 新たばこ税法第十四条の規定によいて、同日以後に同事工事とととされる場合における加いて、同日以後に同事工項ただし書に規一のいては、同項中よる。ととされては、同項中よる。 第五十条 新たばこ税については、同項中よる。 第五十条 新たでは、一部を改正する法 第百七十一条 三の法律(附則第一条各号に掲げめ一部を改正する法 第百七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げめ一部を改正する法 第百七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げい一部を改正する法 第百七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げい一部を改正する法 第百七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げい一部を改正する法 第百七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げい一部を改正する法 第百七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げい一部を改正する法 第一十一条 この法律(附則第一条各号に掲げい一部を改正される場合とされる場合におけるこの法律の は、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。

附 則 (令和三年三月三一日法律第一一で定める。 で定める。 で定める。

(政令への委任)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行(施行期日) 特

(野則に関する経過措置)
(政令への委任)

で定める。 第百三十二条 この附則に規定するもののほか、

号) 抄附 则 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

第五百九条の規定 公布の日

7) 抄 (令和六年三月三〇日法律第八

(施行期日)

各号に定める日から施行する。する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行

一及び二 略

イからハまで 略 一 次に掲げる規定 令和六年十月一日

六十五条の規定がに附則第十五条及び第

(たばこ税法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第七条の規定による改正後のたばこ税法 (以下この条において「新たばこ税法」という。)第二十二条第三項の規定は、輸入品に対う。)第二十二条第三項の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第四条第一項の規定にかかわらず、令和六年十月一日以後に新たばこ税法第二十二条第三項に規定する報造たばこを保税地域から引き取ろうとする者製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者が同項前段に規定する申請書を提出する場合に

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律 (附則第一条各号に掲げる第七十二条 この法律 (附則第一条各号に掲げるは、なお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけることとされる場合におけることによりない。

(政令への委任)

第七十四条 政府は、この法律の公布後、我が国の防衛力強化に係る財源確保の必有ないの、令和九年度を実施するとした令和四年十二月二十三日に閣議において決定された令和五年度税制改正の大綱及び令和五年十二月二十二日に閣議において決定された令和六年度税制改正の大綱及び令和五年十二月二十二日に閣議において決定された令和六年度税制改正の大綱及び令和五年十二月二十二日に閣議において決定された令和六年度税制改正の大綱及び令和五年十二月二十二日に閣議において決定された令和六年度税制改正の大綱及び令和五年十二月二十二日に閣議において決定された令和八年度に入る財源確保のための税制措置)

| 10 |
|----------------------------|
| 要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこめとする。 |
| を講ずる |
| |
| |
| |
| |